

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 6 月 1 日 戸地振第 242 号（戸塚区長決裁）

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 戸地振第 号（戸塚区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、戸塚区内の商店会等が参画して実施するイベント事業を支援することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化を図ることを目的として交付する戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金（以下「イベント補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 当該事業についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（1）「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。

（2）「商店会等」とは、次に掲げる戸塚区内に存する団体とする。

ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体

エ 戸塚区商店街連合会

オ その他各号に該当しない団体で戸塚区長（以下「区長」という。）が認めたもの

（補助対象者）

第 3 条 この要綱における補助対象者は、戸塚区内の商店会等及び複数の商店会等で組織された団体とする。ただし、代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は補助対象としない。

（補助対象事業等）

第 4 条 この要綱における補助対象事業は、補助対象者が主催し実施するイベント事業とする。ただし、販売を主たる目的としたイベント事業は、30 店舗以下で構成する商店街に限り補助対象とする

。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費、補助率及び限度額等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) イベント補助金に係る補助対象経費の内容は、別表1に定めるとおりとする。
- (2) 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金額の算出にあたり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。また、国及び県その他の補助制度を併用する場合並びに模擬店等売上金がある場合については、別表1に定める補助対象経費から当該補助金及び売上金を控除した額を補助対象経費とする。
- (3) 補助の対象となる期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、イベント補助金の開催期間が2年度にわたる場合は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。
- (4) 補助対象事業に係る補助限度額は25万円とする。ただし、戸塚区内で複数の商店会等が主催となり、区民全体を対象にする事業については50万円とする。

(交付制限)

第6条 一つの補助対象者が、同一年度内にこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。

- 2 ただし、2つ以上の商店会等が共同で実施する事業が補助対象となった場合に、その構成員である商店会等が、同じ年度内において前述の共同事業とは異なる内容の単独事業を計画し、補助金の交付申請をした場合、内容を審査し、適当と認められたときは、補助対象とすることができる。

(交付申請等)

第7条 補助対象者は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 商店街活性化イベント事業概要書(第1号様式の2)
- (2) 商店街活性化イベント事業収支予算書(第1号様式の3)
- (3) 商店会等の定款または規約
- (4) 会員名簿または参加店名簿

- 2 補助金交付申請書の提出期日は、6月30日とする。ただし、区長が特に認めた場合はその限りではない。

- 3 補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。
- 4 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助対象者が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定等）

- 第8条 区長は、補助金交付申請書を受理した時は、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 区長は、補助金を交付する決定をしたときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助対象者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 区長は、補助金を交付しない決定をしたときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に対し、その旨を通知するものとする。

（交付の条件）

- 第9条 補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- （1） この補助金は、戸塚区商店街活性化イベント事業実施のために使用し、他の事業には流用してはならない。
 - （2） 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額または一部の返還を求めることがある。
 - （3） この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、または報告を求めることができる。
 - （4） 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いには留意すること。

（申請の取下げの期日）

- 第10条 補助対象者が、補助金交付申請の取下げを行う場合は、戸塚区商店街活性化イベント助成

事業補助金交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

（事業の変更または中止等）

第11条 商店会等は補助金対象事業内容の大幅な変更または中止しようとする場合は、あらかじめ戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書（第5号様式）を区長へ提出し承認を得なければならない。ただし、自然災害その他やむを得ない事由による大幅な変更または中止についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書（第6号様式）を申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに戸塚区商店街活性化イベント助成事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 戸塚区商店街活性化イベント事業実績概要書（第7号様式の2）
- (2) 戸塚区商店街活性化イベント事業収支報告書（第7号様式の3）
- (3) 領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類またはその写し（以下、単に「領収書等」という。）
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項第3号に定める領収書等は、補助金規則第14条第6項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等に該当するものとし、補助対象事業に係るすべての領収書等とする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業収支報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第13条 区長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の補助金交付決定通知書に記載された補助金交付予定額を上回らないものとする。

2 区長は、補助金交付額を決定したときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定

通知書（第8号様式）により、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の請求等）

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

2 補助金は、正式な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

（警察本部への照会）

第16条 区長は必要に応じ、補助対象者の代表者について第3条に規定した暴力団員等に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して確認を行うことができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により、すみやかに区長に対して報告しなければならない

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めのない事項については、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係) 補助対象経費

項 目	補助対象の経費	対象外の経費
印刷費等	広報用のチラシ・ポスター等の印刷費、 立て看板・横断幕等の作製、新聞折り込み費等	インク・トナー代 団体運営のための経常的な会議等で使用する資料のコピー代
謝金等	出演者等に対する謝金・謝礼品購入費	
食糧費	事業当日の出演者・運営従事者等の 弁当及び飲料費等	酒類代 ※弁当代は 1 人あたり 2 千円を限度 ※食糧費等の合計額は 5 万円未満かつ 総事業費の 10%を超えないこと
委託費等	会場設営委託費・機材運搬委託費、 警備員委託費、駐車場代等	
使用・ 賃借料	事業実施に必要な会場・機材等の 使用料・賃借料	営利目的の模擬店で使用する機材等の 使用料
消耗品費	事業の実施に必要な物品等の購入費 ※事業を P R するために不特定多数に 無料配布する景品代や出演者全員に配 布する参加賞代は補助対象とする ※ 1 件 30,000 円未満	事業参加者の所有となる材料の購入費 事業終了後も継続的に使用することを 目的とした物品の購入費 模擬店で使用する機材・食材の購入費 福引き・抽選等に類する景品代や賞品代
保険料	イベント保険料、機材等の保険料	事業参加者個人の保険料

(備考)

※ 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除きます。

* 模擬店に関する経費について、区が出店を依頼または認めた模擬店で、下記に当たる模擬店の場合は、機器レンタル料などの出店に掛かる経費を補助対象とする。

1. 来店者に無料で物品などを配布・提供する模擬店
2. 有料で販売・提供するが、営利目的ではなく、売上をイベント運営資金などに活用する模擬店